

りそな・小型株ファンド

追加型株式投資信託 / 国内株式型（一般型）

投資信託説明書（目論見書）（訂正事項分）

2006.06

1. この投資信託説明書（目論見書）により行う「りそな・小型株ファンド」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年12月2日に関東財務局長に提出しており、平成17年12月3日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年6月9日に関東財務局長に提出しております。
2. 「りそな・小型株ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・小型株ファンド

追加型株式投資信託 / 国内株式型（一般型）

投資信託説明書（交付目論見書）（訂正事項分）

2006.06

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな・小型株ファンド」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年12月2日に関東財務局長に提出しており、平成17年12月3日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年6月9日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・小型株ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書(訂正事項分を含みます。)の「第一部 証券情報」中の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書(訂正事項分を含みます。)の「第二部 ファンド情報」中の「7 管理及び運営の概要」の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは本交付目論見書(訂正事項分)巻末の「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

・投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

平成18年6月9日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・小型株ファンド投資信託説明書（交付目論見書） 2005年12月」（以下「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

・訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。なお、下線部____は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

<訂 正 前>（原交付目論見書 1 ～ 3 ページ）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

（中略）

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券（以下、「受益証券」といいます。）です。

（中略）

(4) 発行価格

（中略）

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う登録金融機関（以下、「販売会社」といいます。）または委託会社（後述の「(12) その他 ____ その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。

（以下略）

(5) 申込手数料

（中略）

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ____ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(6) 申込単位

（中略）

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ____ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

（中略）

(8) 申込取扱場所

受益証券の取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店 等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 ____ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

（中略）

(9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ____ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額 を当該販売会社において支払うものとします。各取得申込日の継続募集にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託会社を経由して受託会社のファンド口座に振り込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料、申込手数料にかかる消費税および地方税に相当する金額（以下、「消費税等相当額」といいます。）を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 ____ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせ下さい。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(12) その他

取得申込みの方法

(中略)

なお、保護預りに関する契約を締結し、受益証券を保護預りとすることができます。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、すべて保護預りとなります。

別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、上記の約款は当該別の名称に読み替えるものとします。

また、販売会社により毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行う「定時定額購入取引(積立て)」を取り扱う場合があります。利用にあたっては、販売会社と「定時定額購入取引(積立て)」に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社(後記__のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(中略)

__ その他

(以下略)

<訂 正 後>

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

(中略)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券(以下、「受益証券」といいます。)です。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(中略)

(4) 発行価格

(中略)

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う登録金融機関(以下、「販売会社」といいます。)または委託会社(後述の「(12) その他 __ その他」をご参照ください。)にお問い合わせください。

(以下略)

(5) 申込手数料

(中略)

詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 __ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(6) 申込単位

(中略)

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 __ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(中略)

(8) 申込取扱場所

受益証券の取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店 等、ご不明な点については販売会社(販売会社については「(12) その他 __ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(中略)

(9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行い

ます。申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ___ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。各取得申込日の継続募集にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託会社を経由して受託会社のファンド口座に振り込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料、申込手数料にかかる消費税および地方税に相当する金額（以下、「消費税等相当額」といいます。）を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 ___ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせ下さい。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法

（中略）

なお、保護預りに関する契約を締結し、受益証券を保護預りとすることができます。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、すべて保護預りとなります。

別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、上記の約款は当該別の名称に読み替えるものとします。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

また、販売会社により毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行う「定時定額購入取引(積立て)」を取り扱う場合があります。利用にあたっては、販売会社と「定時定額購入取引(積立て)」に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社（後記___のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

（中略）

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

・原則として受益証券を保有することはできなくなります。

・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 信託約款の変更」(f)の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

— その他

(以下略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

投資態度

<訂正前> (原交付目論見書7ページ)

(イ) S G 日本小型株マザーファンド受益証券への投資を通して、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。このほか、東証1部の時価総額2,000億円未満の銘柄およびその他市場(東証2部、地方取引所等)、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。^{*1}

S G 日本小型株マザーファンドの投資対象は東証1部の時価総額2,000億円未満の銘柄およびその他市場(東証2部、地方取引所等)、店頭市場への上場・登録銘柄です。^{*1}

<訂正後>

(イ) S G 日本小型株マザーファンド受益証券への投資を通して、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。このほか、東証1部およびその他市場(東証2部、地方取引所等)、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。^{*1}

S G 日本小型株マザーファンドの投資対象は東証1部およびその他市場(東証2部、地方取引所等)、店頭市場への上場・登録銘柄です。^{*1}

(4) 分配方針 (原交付目論見書12ページ)

「収益分配金の交付」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

信託約款に基づく主な投資制限

<訂 正 前> (原交付目論見書 13 ページ)

(チ) 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします(約款「運用の基本方針」、第 21 条第 3 項)。

(以下略)

<訂 正 後>

(チ) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします(約款「運用の基本方針」、第 21 条第 3 項)。

(中略)

(ワ) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以内とします(約款「運用の基本方針」)。

<参考情報> SG 日本小型株マザーファンドの運用・投資について

2 投資方針

(1) 投資対象

<訂 正 前> (原交付目論見書 14 ページ)

東証 1 部の時価総額 2,000 億円未満の銘柄およびその他市場(東証 2 部、地方取引所等)、店頭市場への上場・登録銘柄を主要投資対象とします。

<訂 正 後>

東証 1 部およびその他市場(東証 2 部、地方取引所等)、店頭市場への上場・登録銘柄を主要投資対象とします。

4 投資制限

信託約款による投資制限

<訂 正 前> (原交付目論見書 17 ページ)

7 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします(約款「運用の基本方針」、第 15 条第 3 項)。

(以下略)

<訂 正 後>

7 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします(約款「運用の基本方針」、第 15 条第 3 項)。

(中略)

12 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以内とします(約款「運用の基本方針」)。

5 運用状況（原交付目論見書23～26ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

(1) 投資状況

（平成18年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価評価額 （円）	投資比率 （％）
S G 日本小型株マザーファンド受益証券	日本	8,645,169,574	97.60
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		212,763,300	2.40
合計（純資産総額）		8,857,932,874	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

参考 S G 日本小型株マザーファンド全体の投資状況

（平成18年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価評価額 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	13,502,195,000	98.56
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		197,566,731	1.44
合計（純資産総額）		13,699,761,731	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

銘柄	口数	簿価単価 （円）	簿価 （円）	評価単価 （円）	時価評価額 （円）	投資比率 （％）
S G 日本小型株 マザーファンド	5,552,809,798	1.3251	7,358,141,360	1.5569	8,645,169,574	97.60

（注1）全1銘柄

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額の比率をいいます。

（注3）単価は1口当たりを表示しています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考 S G 日本小型株マザーファンドの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成18年4月末日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額		時価評価額		投資 比率 （％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
日本	株式	クリード	不動産業	586	467,301.95	273,838,946	616,000.00	360,976,000	2.63
日本	株式	アイ・エックス・アイ	情報・通信業	441	596,995.20	263,274,887	813,000.00	358,533,000	2.62
日本	株式	フルキャスト	サービス業	752	342,189.00	257,326,135	461,000.00	346,672,000	2.53
日本	株式	エン・ジャパン	サービス業	502	597,628.97	300,009,743	688,000.00	345,376,000	2.52
日本	株式	ケネディクス	サービス業	567	479,864.57	272,083,214	587,000.00	332,829,000	2.43
日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	1,410	231,668.46	326,652,535	236,000.00	332,760,000	2.43
日本	株式	テイクアンドグヴィ・ニー ズ	サービス業	1,907	145,966.07	278,357,313	173,000.00	329,911,000	2.41
日本	株式	アセット・マネジャーズ	サービス業	988	281,522.19	278,143,933	333,000.00	329,004,000	2.40
日本	株式	グリーンホスピタルサブ ライ	卸売業	1,638	164,223.74	268,998,500	186,000.00	304,668,000	2.22

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額		時価評価額		投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
日本	株式	日本航空電子工業	電気機器	158,000	1,478.09	233,539,460	1,867.00	294,986,000	2.15
日本	株式	ギガスケープデンキ	小売業	88,300	2,697.06	238,151,158	3,340.00	294,922,000	2.15
日本	株式	ツルハホールディングス	小売業	55,800	4,433.99	247,416,985	5,110.00	285,138,000	2.08
日本	株式	いちよし証券	証券・商品先 物取引業	132,000	1,616.35	213,359,316	2,085.00	275,220,000	2.01
日本	株式	日本信号	電気機器	257,000	919.20	236,234,731	1,068.00	274,476,000	2.00
日本	株式	アスクル	小売業	80,700	3,321.80	268,069,465	3,220.00	259,854,000	1.90
日本	株式	マクロミル	情報・通信業	636	456,222.74	290,157,668	383,000.00	243,588,000	1.78
日本	株式	日本高純度化学	化学	274	515,028.56	141,117,826	879,000.00	240,846,000	1.76
日本	株式	ローランド ディー・ ジー	電気機器	73,000	2,858.02	208,635,686	3,160.00	230,680,000	1.68
日本	株式	ニイウス コー	卸売業	1,818	144,788.32	263,225,178	125,000.00	227,250,000	1.66
日本	株式	エスケーエレクトロニク ス	電気機器	582	361,926.33	210,641,129	388,000.00	225,816,000	1.65
日本	株式	西松屋チェーン	小売業	88,100	2,191.99	193,114,731	2,555.00	225,095,500	1.64
日本	株式	ヴィレッジヴァンガード コーポレーション	小売業	122	1,748,405.71	213,305,497	1,800,000.00	219,600,000	1.60
日本	株式	日本アジア投資	その他金融業	247,000	762.33	188,297,615	881.00	217,607,000	1.59
日本	株式	岩井証券	証券・商品先 物取引業	71,000	3,087.54	219,215,710	3,030.00	215,130,000	1.57
日本	株式	ブックオフコーポレー ション	小売業	91,800	2,629.83	241,418,609	2,330.00	213,894,000	1.56
日本	株式	エー・アンド・デイ	精密機器	83,200	2,145.73	178,525,294	2,505.00	208,416,000	1.52
日本	株式	プレス工業	輸送用機器	330,000	607.95	200,624,164	628.00	207,240,000	1.51
日本	株式	アーネストワン	不動産業	48,500	2,824.38	136,982,868	3,900.00	189,150,000	1.38
日本	株式	アーク	その他製品	45,600	2,700.30	123,133,908	4,090.00	186,504,000	1.36
日本	株式	テレパーク	情報・通信業	538	261,617.88	140,750,424	342,000.00	183,996,000	1.34

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

	業種	投資比率(%)
1	サービス業	18.15
2	電気機器	15.34
3	小売業	15.11
4	情報・通信業	10.57
5	卸売業	6.66
6	不動産業	6.18
7	証券・商品先物取引業	4.50
8	精密機器	3.62
9	その他金融業	3.33
10	その他製品	2.91
11	化学	2.76
12	機械	2.71
13	食料品	1.89
14	輸送用機器	1.82
15	金属製品	1.02
16	鉄鋼	0.89
17	陸運業	0.66
18	建設業	0.43
合計		98.56

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり基準価額 (円)
第1期計算期間末 (平成17年 9月12日)	3,593 (3,757)	10,938 (11,438)
第2期中間計算期間末 (平成18年 3月12日)	7,564 (7,564)	13,741 (13,741)
平成17年 4月末	4,352	10,394
5月末	4,363	10,616
6月末	3,932	11,154
7月末	3,604	11,519
8月末	3,720	11,342
9月末	4,321	11,148
10月末	4,848	11,802
11月末	5,385	12,995
12月末	6,652	15,282
平成18年 1月末	7,632	15,403
2月末	7,407	13,905
3月末	8,552	14,727
4月末	8,857	14,247

(注) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(税込み) (円)
第1期計算期間 (平成16年 9月 1日～平成17年 9月12日)	500
第2期中間計算期間(平成17年 9月13日～平成18年 3月12日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1期計算期間 (平成16年 9月 1日～平成17年 9月12日)	14.38
第2期中間計算期間(平成17年 9月13日～平成18年 3月12日)	25.63

(注) 収益率の算出方法：計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配前の額。第1期の場合は当該計算期間の期初の基準価額(当初1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等（原交付目論見書 27 ページ）

「(1) 申込（販売）手続等」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

<訂正前>（原交付目論見書 28 ページ）

受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

（中略）

（略）

（以下略）

<訂正後>

受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行（換金）を請求することができます。

（中略）

（略）

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金の代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

（以下略）

7 管理及び運営の概要（原交付目論見書 30 ページ）

信託約款の変更

「信託約款の変更」に、以下の内容が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (f) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(b)から(d)の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿への記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(b)の書面の交付を原則として行いません。

第2 財務ハイライト情報（原交付目論見書 32 ～ 33 ページ）

原交付目論見書の「第2 財務ハイライト情報」の後に以下の内容が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する中間財務諸表（「中間貸借対照表」および「中間損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成16年9月1日から平成17年2月28日まで）および第2期中間計算期間（平成17年9月13日から平成18年3月12日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

りそな・小型株ファンド

1 中間貸借対照表

(単位:円)

期 別 科 目	第 1 期中間計算期間末 (平成17年2月28日現在)	第 2 期中間計算期間末 (平成18年3月12日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	56,362,617
コール・ローン	122,268,110	338,872,895
親投資信託受益証券	4,466,325,766	7,246,910,803
未収利息	3	27
流動資産合計	4,588,593,879	7,642,146,342
資産合計	4,588,593,879	7,642,146,342
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,889,777	25,494,877
未払受託者報酬	2,146,868	3,017,401
未払委託者報酬	34,349,853	48,278,406
その他未払費用	429,317	603,420
流動負債合計	50,815,815	77,394,104
負債合計	50,815,815	77,394,104
純資産の部		
元本		
元本	4,403,718,583	5,505,202,873
剰余金		
中間剰余金	134,059,481	2,059,549,365
(分配準備積立金)	(-)	(99,074,269)
純資産合計	4,537,778,064	7,564,752,238
負債・純資産合計	4,588,593,879	7,642,146,342

2 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第 1 期中間計算期間 〔 自 平成16年 9月 1日 至 平成17年 2月28日 〕	第 2 期中間計算期間 〔 自 平成17年 9月13日 至 平成18年 3月12日 〕
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		1,083	1,661
有価証券売買等損益		204,325,766	1,074,814,367
営業収益合計		204,326,849	1,074,816,028
営業費用			
受託者報酬		2,146,868	3,017,401
委託者報酬		34,349,853	48,278,406
その他費用		429,317	603,420
営業費用合計		36,926,038	51,899,227
営業利益		167,400,811	1,022,916,801
経常利益		167,400,811	1,022,916,801
中間純利益		167,400,811	1,022,916,801
一部解約に伴う中間純利益分配額		8,013,475	587,011,568
期首剰余金		-	308,194,962
剰余金増加額		2,703,153	1,771,444,718
当中間期一部解約に伴う剰余金増加額		2,703,153	-
当中間期追加信託に伴う剰余金増加額		-	1,771,444,718
剰余金減少額		28,031,008	455,995,548
当中間期一部解約に伴う剰余金減少額		-	455,995,548
当中間期追加信託に伴う剰余金減少額		28,031,008	-
分 配 金		-	-
中 間 剰 余 金		134,059,481	2,059,549,365

重要な会計方針

項 目	期 別	第 1 期中間計算期間 〔 自 平成16年 9月 1日 至 平成17年 2月28日 〕	第 2 期中間計算期間 〔 自 平成17年 9月13日 至 平成18年 3月12日 〕
1. 運用資産の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他		当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成16年9月1日（設定日）から平成17年9月12日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成16年9月1日（設定日）から平成17年2月28日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成17年9月13日から平成18年9月11日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は前期末が休日のため、平成17年9月13日から平成18年3月12日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要（原交付目論見書34ページ）

「第3 内国投資信託受益証券事務の概要」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

(注)

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

原交付目論見書の「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」、「第一部 証券情報（12）その他（原交付目論見書3ページ）」、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料（原交付目論見書20ページ）」および「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 6 手続等の概要（1）申込（販売）手続等（原交付目論見書27ページ）」内のお問い合わせ先の図が、以下の通り更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120 - 498 - 104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

原交付目論見書巻末に添付しております約款は下記の通り変更されます。以下は新旧対照表のみを記載しております。

りそな・小型株ファンド 約款

新	旧
2.運用方針 (1)投資対象 S G 日本小型株マザーファンド受益証券（以下「親投資信託受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。このほか、東証1部およびその他市場（東証2部、地方取引所等）、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。	2.運用方針 (1)投資対象 S G 日本小型株マザーファンド受益証券（以下「親投資信託受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。このほか、東証1部の時価総額2,000億円未満の銘柄およびその他市場（東証2部、地方取引所等）、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。
(3)投資制限 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「<u>転換社債型新株予約権付社債</u>」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 <u>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</u>	(3)投資制限 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 <新設>
【同一銘柄の株式等への投資制限】 第21条（略） 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「<u>転換社債型新株予約権付社債</u>」といいます。）の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債および<u>転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。</u> （後 略）	【同一銘柄の株式等への投資制限】 第21条（略） 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。 （後 略）
【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】 第51条 委託者は、<u>事業</u>の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する<u>事業</u>を譲渡することがあります。 委託者は、分割により<u>事業</u>の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する<u>事業</u>を承継させることがあります。	【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】 第51条 委託者は、<u>営業</u>の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する<u>営業</u>を譲渡することがあります。 委託者は、分割により<u>営業</u>の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する<u>営業</u>を承継させることがあります。
【付則】 第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>」となった場合は読み替えるものとし、「<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>」を含め「<u>社振法</u>」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「<u>振替機関</u>」をいい、以下「<u>振替機関</u>」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「<u>口座管理機関</u>」をいいます。）の振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「<u>振替受益権</u>」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱	（新 設）

う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を交付した場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとしします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとしします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとしします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいします。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとしします。

委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとしします。

委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払いします。

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託会社は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。また、下記の約款変更の内容については、適用開始日前に有効となる他の約款変更の関係等で、今後変更される場合があります。

下線部 〃 は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成18年6月9日現在の約款の内容)
【受益権の取得申込みの権限の種類】 第4条 この信託にかかる<u>受益権</u>の取得申込みの権限は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に掲げる公募により行われます。 【受益権の分割および再分割】 第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、3,452,107,831口とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u> 【当初の受益者】 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益権</u>取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 【受益権の帰属と受益証券の不発行】 第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「<u>社振法</u>」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「<u>振替受益権</u>」といいます。）。 <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</u> <u>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</u> <u>委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録を</u>	【受益証券の取得申込みの権限の種類】 第4条 この信託にかかる<u>受益証券</u>の取得申込みの権限は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に掲げる公募により行われます。 【受益権の分割および再分割】 第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、3,452,107,831口とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u> 【当初の受益者】 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益証券</u>取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 【受益証券の発行および種類】 第9条 <u>委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</u> <u>委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類、および、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。</u> <u>委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）</u>

するため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するように申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<削 除>

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第11条 委託者の指定する登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する登録金融機関が個別に定めることができるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益権の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

前各項の規定にかかわらず、受益者が第41条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

<新 設>

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【受益証券の申込単位、価額および手数料】

第11条 委託者の指定する登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する登録金融機関が個別に定めることができるものとします。

<新 設>

前項の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益証券の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

前各項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

— 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、<u>受益権</u>の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。 【<u>受益権の譲渡に係る記載または記録</u>】 第12条 <u>受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。</u> 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。 委託者は、第11項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。 【<u>受益権の譲渡の対抗要件</u>】 第13条 <u>受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</u> <削除> <削除> <削除> 【<u>投資の対象とする資産の種類</u>】 第14条 <略> <以下現行約款第18条から第42条まで各条を3条繰上げ> 【<u>収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責</u>】 第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第41条第	— 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、<u>受益証券</u>の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。 【<u>受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続</u>】 第12条 <u>委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。</u> <u>記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。</u> 前項の規定による名義書換の手続きは、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。 【<u>記名式の受益証券譲渡の対抗要件</u>】 第13条 <u>記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</u> 【<u>受益証券の再交付</u>】 第14条 <u>委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</u> <u>委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</u> 【<u>受益証券を毀損した場合等の再交付</u>】 第15条 <u>委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。</u> 【<u>受益証券の再交付の費用</u>】 第16条 <u>受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。</u> 【<u>投資の対象とする資産の種類</u>】 第17条 <同左> 【<u>収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責</u>】 第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第
--	---

5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第43条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、これらの場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

あらかじめ、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第43条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。

5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。なお、これらの場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

あらかじめ、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいし、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいし、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<削除>

<削除>

【収益分配金および償還金の時効】

第42条 受益者が、収益分配金について第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第41条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第43条 受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

～ <略>

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本の差額をいし、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいし、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、第1項の場合は収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。

委託者は、前項の規定により押印された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金について第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条 受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

～ <同左>

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

<新設>

実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第45条 <略>

【信託約款の変更】

第46条 <略>

【反対者の買取請求権】

第47条 第45条に規定する信託契約の解約または第46条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第3項または第46条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する登録金融機関を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の場合の取扱い、は、受託者、委託者および委託者の指定する登録金融機関が協議の上、決定するものとします。

【委託者および受託者の業務引継】

第48条 <略>

<以下現行約款第51条から第54条まで各条を2条繰上げ>

【付 則】

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第16条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

【信託契約の解約】

第47条 <同左>

【信託約款の変更】

第48条 <同左>

【反対者の買取請求権】

第49条 第47条に規定する信託契約の解約または第48条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または第48条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する登録金融機関を通じ受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の場合の取扱い、は、受託者、委託者および委託者の指定する登録金融機関が協議の上、決定するものとします。

【委託者および受託者の業務引継】

第50条 <同左>

【付 則】

第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいし、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入口簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入口簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入口簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

	<u>受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。</u> <u>委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがい、ます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。</u> <u>委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。</u> <u>委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。</u> <u>委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。</u>
--	--

りそな・小型株ファンド

追加型株式投資信託 / 国内株式型（一般型）

投資信託説明書（請求目論見書）（訂正事項分）

2006.06

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな・小型株ファンド」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年12月2日に関東財務局長に提出しており、平成17年12月3日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年6月9日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・小型株ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

・投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

平成18年6月9日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・小型株ファンド（請求目論見書）2005年12月」（以下「原請求目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

・訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。なお、下線部 は訂正部分を示します。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等（原請求目論見書2ページ）

「1 申込（販売）手続等」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

<訂 正 前>（原請求目論見書 2 ページ）

- (1) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

（中略）

- (7) （略）

<訂 正 後>

- (1) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の単位をもって一部解約の実行（換金）を請求することができます。

（中略）

- (7) （略）

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金の代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第 3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

<訂 正 前>（原請求目論見書 3 ～ 4 ページ）

- (2) 保管

受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社に保管（保護預り）することができます。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、受益証券はすべて保護預りとなります。

（中略）

- (5) その他

（中略）

信託約款の変更

（以下略）

<訂 正 後>

- (2) 保管

受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社に保管（保護預り）することができます。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、受益証券はすべて保護預りとなります。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(中略)

(5) その他

(中略)

信託約款の変更

(中略)

(ト) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(ロ)から(ニ)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿への記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

2 受益者の権利等 (原請求目論見書 6 ページ)

「(1) 収益分配金請求権」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して 5 営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第 4 ファンドの経理状況 (原請求目論見書 7 ~ 18 ページ)

原請求目論見書の「1 財務諸表」の後に以下の内容が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下、「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期中間計算期間(平成16年9月1日から平成17年2月28日まで)および第2期中間計算期間(平成17年9月13日から平成18年3月12日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年4月13日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

吉村 貞彦 

代表社員 公認会計士
業務執行社員

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・小型株ファンドの平成16年9月1日から平成17年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・小型株ファンドの平成17年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成16年9月1日から平成17年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

平成18年5月12日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

高尾 幸治



代表社員 公認会計士
業務執行社員

英 公一



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・小型株ファンドの平成17年9月13日から平成18年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・小型株ファンドの平成18年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成17年9月13日から平成18年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

りそな・小型株ファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

期 別 科 目	第 1 期中間計算期間末 (平成17年2月28日現在)	第 2 期中間計算期間末 (平成18年3月12日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	56,362,617
コール・ローン	122,268,110	338,872,895
親投資信託受益証券	4,466,325,766	7,246,910,803
未収利息	3	27
流動資産合計	4,588,593,879	7,642,146,342
資産合計	4,588,593,879	7,642,146,342
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,889,777	25,494,877
未払受託者報酬	2,146,868	3,017,401
未払委託者報酬	34,349,853	48,278,406
その他未払費用	429,317	603,420
流動負債合計	50,815,815	77,394,104
負債合計	50,815,815	77,394,104
純資産の部		
元本		
元本	4,403,718,583	5,505,202,873
剰余金		
中間剰余金	134,059,481	2,059,549,365
(分配準備積立金)	(-)	(99,074,269)
純資産合計	4,537,778,064	7,564,752,238
負債・純資産合計	4,588,593,879	7,642,146,342

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第 1 期中間計算期間 〔 自 平成16年 9月 1日 〕 〔 至 平成17年 2月28日 〕	第 2 期中間計算期間 〔 自 平成17年 9月13日 〕 〔 至 平成18年 3月12日 〕
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		1,083	1,661
有価証券売買等損益		204,325,766	1,074,814,367
営業収益合計		204,326,849	1,074,816,028
営業費用			
受託者報酬		2,146,868	3,017,401
委託者報酬		34,349,853	48,278,406
その他費用		429,317	603,420
営業費用合計		36,926,038	51,899,227
営業利益		167,400,811	1,022,916,801
経常利益		167,400,811	1,022,916,801
中間純利益		167,400,811	1,022,916,801
一部解約に伴う中間純利益分配額		8,013,475	587,011,568
期首剰余金		-	308,194,962
剰余金増加額		2,703,153	1,771,444,718
当中間期一部解約に伴う剰余金増加額		2,703,153	-
当中間期追加信託に伴う剰余金増加額		-	1,771,444,718
剰余金減少額		28,031,008	455,995,548
当中間期一部解約に伴う剰余金減少額		-	455,995,548
当中間期追加信託に伴う剰余金減少額		28,031,008	-
分 配 金		-	-
中 間 剰 余 金		134,059,481	2,059,549,365

重要な会計方針

項 目	期 別	第 1 期中間計算期間 〔 自 平成16年 9月 1日 〕 〔 至 平成17年 2月28日 〕	第 2 期中間計算期間 〔 自 平成17年 9月13日 〕 〔 至 平成18年 3月12日 〕
2. 運用資産の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他		当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成16年9月1日(設定日)から平成17年9月12日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成16年9月1日(設定日)から平成17年2月28日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成17年9月13日から平成18年9月11日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は前期末が休日のため、平成17年9月13日から平成18年3月12日までとなっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 1 期中間計算期間末 (平成 1 7 年 2 月 2 8 日現在)	第 2 期中間計算期間末 (平成 1 8 年 3 月 1 2 日現在)
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び 期中一部解約元本額	信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び 期中一部解約元本額
期 首 元 本 額 : ——— 円	期 首 元 本 額 : 3,284,963,910円
期中追加設定元本額 : 4,825,829,424円	期中追加設定元本額 : 5,039,395,640円
期中一部解約元本額 : 422,110,841円	期中一部解約元本額 : 2,819,156,677円

(中間損益及び剰余金計算書関係)

第 1 期中間計算期間 (自 平成 1 6 年 9 月 1 日 至 平成 1 7 年 2 月 2 8 日)	第 2 期中間計算期間 (自 平成 1 7 年 9 月 1 3 日 至 平成 1 8 年 3 月 1 2 日)
受託会社との取引高 営業取引 (受託者報酬) 2,146,868円	受託会社との取引高 営業取引 (受託者報酬) 3,017,401円

(有価証券関係)

第 1 期中間計算期間 (自 平成16年 9月 1日 至 平成17年 2月28日)
該当事項はありません。

第 2 期中間計算期間 (自 平成17年 9月13日 至 平成18年 3月12日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第 1 期中間計算期間 (自 平成16年 9月 1日 至 平成17年 2月28日)
該当事項はありません。

第 2 期中間計算期間 (自 平成17年 9月13日 至 平成18年 3月12日)
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

第 1 期中間計算期間 (自 平成 1 6 年 9 月 1 日 至 平成 1 7 年 2 月 2 8 日)	第 2 期中間計算期間 (自 平成 1 7 年 9 月 1 3 日 至 平成 1 8 年 3 月 1 2 日)
1 口当たり純資産額 1.0304円 (1 万口当たり純資産額 10,304円)	1 口当たり純資産額 1.3741円 (1 万口当たり純資産額 13,741円)

参考情報

当ファンドは「ＳＧ 日本小型株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ＳＧ 日本小型株マザーファンド

(1) 資産・負債の状況

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成18年3月12日現在)
	金 額	
資 産		
流 動 資 産		
コ ー ル ・ ロ ー ン		302,331,976
株 式		11,262,801,400
未 収 入 金		17,081,655
未 収 配 当 金		4,959,450
未 収 利 息		24
流 動 資 産 合 計		11,587,174,505
資 産 合 計		11,587,174,505
負 債		
流 動 負 債		
未 払 金		65,125,906
流 動 負 債 合 計		65,125,906
負 債 合 計		65,125,906
純 資 産		
元 本		7,708,043,510
剰 余 金		3,814,005,089
純 資 産 合 計		11,522,048,599
負 債 ・ 純 資 産 合 計		11,587,174,505

重要な会計方針

項 目	期 間
	(自 平成17年 9月13日 至 平成18年 3月12日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	資産・負債の状況は、ファンドの中間計算期間末の平成18年3月12日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成17年9月13日から平成18年9月11日までとなっております。

注記事項

(平成18年3月12日現在)	
1. 信託財産に係る期首年月日、期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首:	平成17年9月13日
期首元本額:	4,508,174,561円
期中追加設定元本額:	3,477,764,845円
期中一部解約元本額:	277,895,896円
2. 平成18年3月12日現在の元本の内訳	
	元 本 額
りそな・小型株ファンド	4,848,080,548円
S G 小型株ファンド(適格機関投資家専用)	1,744,315,385円
S G 年金向け小型株ファンド(適格機関投資家専用)	1,115,647,577円
合 計	7,708,043,510円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(1口当たり情報)

〔 自 平成17年 9月13日 至 平成18年 3月12日 〕	
1口当たり純資産額	1.4948円
(1万口当たり純資産額)	14,948円)

2 ファンドの現況

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

純資産額計算書

平成18年4月末日

	円
資産総額	8,895,993,377
負債総額	38,060,503
純資産総額(-)	8,857,932,874
発行済数量(口)	6,217,463,098
1口当たり純資産額(/)	1.4247
(1万口当たりの純資産額)	(14,247)

参考

S G 日本小型株マザーファンドの現況

純資産額計算書

平成18年4月末日

	円
資産総額	13,934,726,297
負債総額	234,964,566
純資産総額(-)	13,699,761,731
発行済数量(口)	8,799,578,291
1口当たり純資産額(/)	1.5569
(1万口当たりの純資産額)	(15,569)

第5 設定及び解約の実績（原請求目論見書 18 ページ）

全文が、以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間 （平成16年 9月 1日～平成17年 9月12日）	6,384,343,007	3,099,379,097
第2期中間計算期間 （平成17年 9月13日～平成18年 3月12日）	5,039,395,640	2,819,156,677

（注1） 本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2） 第1期計算期間における設定数量は、当初募集期間中の設定数量を含みます。

原請求目論見書の「第2 手続等 1 申込（販売）手続等（原請求目論見書 1 ページ）」内のお問い合わせ先の図が、以下の通り更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120 - 498 - 104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>